

本日、私からは「教育先進都市・北区ネクストステージでの取組みについて」「地域の防災課題について」「公園での花火について」の大きく3点について質問します。

変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の4つの英単語の頭文字をとり VUCA と呼ばれる現代は「正解のない時代」とも言われています。これまでの「常識」が通用しなくなり、世の中は人々に対して激しく変化と改革を求めてくる。その激流に晒される中で人々は大切な声に耳を傾けて話し合う余裕を失い、ただただ疲弊して正当な理由もなく匿名で他人を批判する声だけが大きくなっている社会。そう感じるのは私だけでしょうか。

学習指導要領の改定時に行われた中央教育審議会の答申では目指すべき教育として「予測困難な時代に一人ひとりが未来の創り手となる教育」と示されており、その内容は「感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考えだす」「答えのない課題に対して、多様な他者と協働しながら目的に応じた納得解を見出したりする」など、加速度的に進展するデジタル化、グローバル化や、災害や感染症など、未曾有の事態に対しても他者と協力して立ち向かっていく逞しい児童生徒を育成することとされています。

福田教育長が就任の会見で「『生きる力』を伸ばす取組みを進める」と語られた事は、このような逞しい児童生徒を育てていくという事ではないかと思いますが、福田教育長の考えを伺います。

「生きる力」は学習指導要領によれば「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の3つの学びの関わりによって育まれるとされています。私は、この3つの学びの中で「対話的な学び」がネット社会の現代においては最も意識して力を入れて取り組まなければならない学びなのではないかと考えます。

そもそも「対話」とは何でしょうか。「話す」という漢字が入っているため「良い考えを話す」「たくさん話す」「沈黙にならない様にとにかく何か話す」など、話す事が主題と思いがちですが、私は「対話」の本質は「聞く事」にあるのではないかと思います。自分が相手に分かりやすく伝えるための言葉の表現力・スキルを伸ばす事はもちろん大切ですが、

相手が伝えたい内容を正確に理解するために傾聴できる事は、話す事以上に重要なスキルであり、自然には身に付きにくいスキルだと思います。また、伝えるための表現力という点では、言葉だけでなく「表情」や「ジェスチャー」「アイコンタクト」等、言葉以外の非言語分野でのスキルも大切であり、それを読み取るスキルも必要となります。

この言語分野・非言語分野を合わせた、いわゆるコミュニケーション能力を高めていく事は、新しい環境への適応力や、問題に直面した時に周囲に助けを求めて協力し解決策を見出していく問題解決能力を高め、肯定的なフィードバックも習慣づける事で自己肯定感を高める効果も期待されるとも言われています。これから先の 21 世紀を、多様な価値観や異文化との交流を重ねながら生き抜いていく世代が、家庭や社会において良好な人間関係やチームワークを築き、私たちがまだ想像も出来ないような課題に直面したとしても、協力してそれを解決し乗り越えていく力を付けられる様にコミュニケーション能力を高めていく事はとても大切であり、教育先進都市・北区のネクストステージにおいては、義務教育の間にこのコミュニケーション能力を育む取組みをぜひ行っていただきたいと思いますが、区としての考えを教えてください。

次に教育委員会からの情報発信について伺います。現在北区では教育委員会からの情報発信の媒体として教育広報紙「くおん」を基本的に 1 月・4 月・7 月・10 月の年 4 回発行しています。「くおん」の記事にはふりがなも多くて読みやすく、児童生徒も読む媒体としては大変良いものだと思いますが、紙面数にはどうしても限りがあり、年 4 回の発行のため記事のタイムリーさには限界があります。そこで「くおん」に加えて北区が取組む教育の方向性を区民に周知し、区の教育行政への信頼と理解をより深めてもらう事を目的にして、保護者や地域住民に対し教育委員会としての情報発信を行っていったらどうでしょうか。

保護者や地域住民に対して積極的に正しい情報を発信する事により、区の教育行政の取組みが正しく認識され、思い込みやそれに伴うトラブルを防ぐことが可能になるのではないかと思います。また、人権教育の様な地域住民への意識啓発に繋がる発信を行うこと

も可能となるのではないのでしょうか。

発信の媒体としては、対象を保護者世代が中心となる地域住民とするので紙媒体ではなく、パソコンやスマホで読める様に例えば note のアカウントを取得して定期的に発信していったはどうでしょうか。既に県や市の教育委員会としてアカウントを取得し情報発信しているところはいくつもあり、中には毎月教育委員会の理事者がリレーでエッセイを掲載しているところもあります。北区が実施している教育活動や、これから目指していく取組み、「くおん」で紹介しきれていない小中学校の特色や活動についての発信を行うことにより、北区の教育に対する理解を深め関心を高める場となる効果があるのではないかと思います。区としての考えを教えてください。

次に地域の防災課題のうち、隣接区との災害協定について伺います。

先日、東田端地区で地域防災計画策定の第 1 回ワークショップが行われました。このワークショップでの防災計画の策定は震災に限るものでしたが、グループディスカッションの中で意見として圧倒的に多かったのが避難所の少なさについてでした。

避難所の少なさについて述べれば、東田端地区の避難所は 2 カ所。隣の昭和町地区の避難所は 1 カ所。昭和町地区と隣接する堀船地区も、堀船中学校が現在建替え工事中のため避難所は堀船小学校の 1 カ所のみ。東田端地区・昭和町地区・堀船地区の 3 地区には合わせて 4 カ所の避難所しかありません。

しかしながら隣の荒川区では、北区のこの 3 地区に隣接する西尾久・東尾久・西日暮里には合計 12 カ所の避難所があります。ただ、一律に町名で括ってしまうと北区からは決して近くない地域もありますので、この西尾久・東尾久・西日暮里から北区からは徒歩圏外と見なしても構わないと思われる西尾久 3 丁目・6 丁目、東尾久 6 丁目・7 丁目・8 丁目、西日暮里 1 丁目から 5 丁目までを除いても、この荒川区の地域には 9 カ所の避難所があります。避難所が多いからといって隣接する荒川区の人口が圧倒的に多い訳ではありません。

令和 7 年 8 月 1 日現在の人口で比較すると、北区の 3 地区の合計の人口は 34,848 人。避難所 1 カ所当たりの人口では 8,712 人です。一方、荒川区で北区からの徒歩圏外の地域を

除いた隣接地域の人口は 49,842 人。避難所 1 カ所当たりの人口では 5,538 人です。もちろん住民全員を避難所で受け入れる事はできないため単純な比較はできませんが、それでも荒川区の方が北区よりも余裕があるのは明らかです。そこで北区と隣接区で協定を結び、避難所を相互利用できる様にして災害時の避難行動と支援物資を受取る先の選択肢を増やす様にしてはどうでしょうか。区としての考えを伺います。

次に荒川氾濫時の水害ハザードマップについて質問します。現在、北区で公開している荒川が氾濫した場合の東京都北区洪水ハザードマップでは東田端地区はほぼ全ての地域が 3 m までの浸水、つまり 2 階床下まで浸かる程度の浸水リスクがある地域となっていますが、荒川区で公開している荒川区防災地図（水害版）では JR 東北線沿線、具体的には JR 高崎線・宇都宮線沿線の田端新町 2 丁目、3 丁目、東田端 2 丁目の一部で 3 m から 5 m 未満、更には 5 m 以上の浸水リスク、つまり 2 階の天井まで更にはそれ以上水につかる地域がある事になっています。これは J R 高崎線・宇都宮線がこの地域で高架となっているため、その高架壁によって水の流れが遮られてダムの様になり、水が溜まりやすくなる可能性から来ているのではないかと推測しますが、この北区と荒川区とのハザードマップの表示の違いはどこに原因があり、また、どちらの情報が正確なのでしょうか。もし本当に J R 高崎線・宇都宮線沿線近くで浸水リスクが 5 m 程度になると予想される地域があるのであれば、該当地域の住民に対しては荒川氾濫時には 2 階の屋根まで水が浸かるかもしれないリスクの周知を徹底しなければいけないのではないかと思います。区としての考えを伺います。

次に防災関連業務に従事する職員について伺います。

北区の公式ホームページでは、職員採用に関する「よくある質問」の回答にも防災関連業務に従事する職員の記載がありますが、現在北区にはこの防災関連業務に従事する職員は何名いるのでしょうか。また、具体的には、これらの防災関連業務に従事する職員は災害時にどのような業務に対応していくのでしょうか、教えてください。

北区では今年度より地域防災の担い手となる「防災士」の資格取得に係る費用についての助成を開始しました。当初は4年間で北区の19地区に2名ずつ合計38名の資格取得者を配置する計画だったところ、資格取得の希望者が多く、会場受講方式に変更して2年間で100名を配置する計画に変更になったとの事です。この事は北区において地域の防災に対する関心・意識が非常に高いことの表れだと思い、大変心強く思いますが、防災関連業務に従事する職員で防災士の資格を取得しているのは現在何名でしょうか。また、未取得の職員については、この制度を利用して防災士の資格を取得すべきではないかと思いますが、区としての考えを教えてください。

この防災関連業務に従事する職員と同様に、緊急参集職員も防災士の資格を取得すべきではないかと思います。現在の緊急参集職員は何名でしょうか。また、その中で防災士の資格を取得している職員は何名でしょうか。先ほどの質問と同様に未取得の職員については制度を利用しての資格取得を目指すべきではないかと思いますが、区としての考えを教えてください。

最後に公園での花火について伺います。

この夏、NHKを始めとする複数のニュース番組で、23区内で花火ができる公園についての報道を目にしました。23区の中で公園での花火を完全に禁止している区は北区に隣接している板橋区を含む4区。試験的に花火ができるとしていた区も含めた19区内、花火ができる公園を限定していたのは15区。

また、花火が出来る期間を例えば7月21日から8月31日の様に具体的に定めているのは6区。花火が出来る時間帯を午後6時から午後9時までの様に開始から終了までの時間を明確に定めていたのは6区。終了時間だけを具体的に定めていたのは5区。北区もそうですが「深夜禁止」や「夜の早い時間に限る」といった解釈に余地を持たせていたのが3区です。

北区の公園ホームページでは、そもそも公園自体の夜間利用のルールについては「夜遅くや明け方に騒いだり談笑したりしない」と、利用者の常識に委ねる様な表現となってい

ます。公園利用のルールについては英語、中国語、ハングル語、ミャンマー語、ベンガル語、ベトナム語、ネパール語の7か国語で公開されていますが、地域によっては外国人と思われる若者グループが毎晩の様に集まって夜遅くまで騒いでいる公園があり、私も度々苦情や相談を受けています。

夏休みに家族で花火を楽しむ事は子どもにとっては大切な思い出であり、都内に於いて花火を楽しめる場を区が提供する事は大変素晴らしい取組みだと思います。北区では花火ができる期間を狭く限定する事もないため、家族の予定や天候にも柔軟に対応する事ができます。それゆえに、一部に非常識な花火の楽しみ方をする人やグループが現れる事によって区に苦情が寄せられ、結果として区内で花火を楽しむ場が無くなってしまう事を大変危惧します。そうならない為にも、公園で花火ができる時間については予め区として明確に定めてはどうでしょうか。

また、区の公園ホームページの記載では、手持ち花火で楽しむのであれば、夜間閉鎖の公園や区域を除いて、そして芝生広場や植栽地でなければ、どの公園・児童遊園でも花火ができる事になっています。しかしながら、公園によってはすぐ近くに住宅がある様な公園もあります。そこで、立地条件や広さ等を検討した上で、区として花火を楽しめる公園も明確に定めてはどうでしょうか、区としての考えを伺います。

花火を楽しむ際に多くの人は着火用にライターを使うと思いますが、タバコを吸わない人も増え、日常的にはライターを使わない家庭も多いと思います。ライターをゴミに出す際には使い切った上で他の不燃物とは別の袋に入れて不燃ゴミに出すのが北区のルールだと認識していますが、花火で使ったゴミの出し方についても公園ホームページの花火使用のルール・マナーの中に記載、またはゴミ出しへのリンクを貼る様にした方が良いのではないかと思います、区としての考えを教えてください。

全国のほとんどの公園は火気使用禁止ながらも、手持ち花火に関しては親子が触れ合える機会を提供できる大切な場所、との認識から花火ができる公園が増え始めたのに伴い、花火会社が全国で花火ができる公園マップを「Hanabi-Navi」というスマホアプリで公開

しています。ただ、このアプリで公開されている花火ができる公園は、この会社が独自で調べた結果に限定された場所と思われ、マップ上では北区で花火ができる公園として紹介されているのは一部の公園に限られています。

このアプリに関してはニュース番組の中で紹介された事もあり、来年以降も花火ができる公園を探す際に利用する区民の方も多数いると思われます。そこで、区として公園での花火利用についての情報が更新された際には、この会社にも情報を提供し公園マップや北区でのルールについての情報が正しく更新がされる様にしていきたいと思いますが、区としての考えを教えてください。

私からの質問は以上です。ご清聴ありがとうございました。